

二級河川月光川水系流域委員会規約(案)

第1条(趣旨)

この規約は、「二級河川月光川水系流域委員会」(以下「委員会」という。)の設置について必要な事項を定める。

第2条(目的)

この委員会は、二級河川である月光川の河川整備計画原案について検討し、山形県知事に対し、意見を述べることを目的とする。

第3条(組織等)

委員会は、山形県知事が設置・運営する。

- 委員会の委員は、二級河川である月光川に関し、学識経験者、地域住民代表、土地改良・漁業関係者等の中から、山形県知事が委嘱する。
- 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第4条(委員長)

委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 委員長は、委員会の運営と進行を総括する。
- 委員長は、副委員長を委員の中から指名する。
- 委員長に事故があった場合には、副委員長がその職務を代行する。

第5条(運営等)

委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立とする。なお、委員の代理出席は原則として認めない。
- 委員会での議決は、委員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。
- 委員会は公開とし、その方法は別に定める傍聴規定による。会議で用いた資料等についても同様に公開とする。

第6条(事務局)

委員会の事務局は、山形県庄内総合支庁建設部河川砂防課及び山形県県土整備部河川課に置く。

第7条(雑則)

この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則(施行期日)

この規約は、平成29年8月31日より施行する。